

平成23年10月14日（金）
愛知県建設部建築担当局公営住宅課
県営住宅管理室調整・指導グループ
担当 小野・林 内線 2811・2812
ダイヤル 052-954-6579

東日本大震災の被災者の方に 賃貸住宅を借上げ提供します。

愛知県では、東日本大震災により、福島県、宮城県、岩手県から避難された被災者の方に、災害救助法に基づく応急仮設住宅として賃貸住宅を借上げて提供します。

- 1 申込受付期間
平成23年11月1日(火)から11月30日(水)まで
- 2 入居対象者
福島県、宮城県、岩手県から避難し、一定の条件を満たす方
- 3 対象となる民間賃貸住宅等
貸主が、県が借上げ被災者に提供することに同意するなど一定の条件を満たす賃貸住宅（家賃等の限度額があります。）
- 4 入居期間
平成24年3月31日まで。ただし、災害救助法の適用範囲内（2年以内）で再契約ができます。
- 5 既に入居済みの場合
一定の条件を満たす場合は、県の借上げ契約に置き換えることができます。
- 6 申込受付窓口（平成23年11月1日から11月30日まで設置）
愛知県被災者用賃貸住宅借上げ窓口
愛知県本庁舎6階南側 建設部共用会議室
電話番号 052-954-6579（ダイヤルイン）
052-961-2111（県庁代表）内線 2812、2813
- 7 問合せ先
愛知県建設部建築担当局公営住宅課県営住宅管理室
電話番号 052-954-6579（ダイヤルイン）
052-961-2111（県庁代表）内線 2812
FAX 番号 052-962-0353
E-mail jutakukanri@pref.aichi.ig.jp
- 8 ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/>

概要

平成23年10月14日
愛知県建設部建築担当局

愛知県被災者用賃貸住宅借上事業 (避難者向け借上げ民間賃貸住宅) について

愛知県では、東日本大震災により、福島県、宮城県、岩手県から避難された被災者の方に、災害救助法に基づく応急仮設住宅として賃貸住宅を借上げて提供します。

概要は次のとおりです。

詳細は県ホームページ<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/> をご覧ください。

1 申込受付期間

平成23年11月1日(火)から11月30日(水)まで

2 申込方法

- ① 被災者の方が、宅地建物取引業者に借上げ対象住宅のあっせんを依頼してください。
- ② 物件が決まりしだい、被災者の方が、「借上げ住宅借上げ申込書」に必要な書類を添えて、申込受付窓口まで申し込んでください。

※ 「借上げ住宅賃貸借契約書」は、愛知県が被災者の方に「賃貸住宅借上げ許可通知書」を通知してから、宅地建物取引業者が作成してください。

3 申込受付窓口（平成23年11月1日から11月30日まで設置）

愛知県被災者用賃貸住宅借上げ窓口

愛知県本庁舎6階南側 建設部共用会議室

電話番号 052-954-6579（ダイヤルイン）

052-961-2111（県庁代表）内線 2812、2813

4 入居対象者（いずれかに該当する方）

【福島県から避難してきた方】

◆避難前に福島県に居住していた方

【宮城県から避難してきた方】

◆災害により住宅が全壊、全焼又は流出するなど居住する住家がない方で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできないなど、長期間にわたって住家に戻ることが難しいと見込まれる方

◆長期避難区域の指定や二次災害のおそれがあるなどにより、長期にわたり自らの住家に居住できない方

【岩手県から避難してきた方】

- ◆災害により住宅が全壊、全焼又は流出した方。また、半壊以上の被害であるが取り壊しが必要であるなど、自らの住家に居住できない方
- ◆長期避難区域の指定や二次災害のおそれがあるなどにより、長期にわたり自らの住家に居住できない方

※既に被災者の方が賃貸住宅を契約して入居している場合も、県の契約に置き換えを申し込むことができます。

※既に他県で応急仮設住宅に入居した方、災害救助法の応急修理制度を利用した方は申し込みができません。

5 対象となる賃貸住宅（すべてに該当する住宅）

- ◆貸主が、県が借上げ被災者に提供することに同意した住宅
- ◆現在の耐震基準で建てられた住宅、耐震診断等で耐震性があると確認された住宅（契約の置き換えの場合は除く）
- ◆応急仮設住宅として必要最低限度の附帯設備がある住宅
- ◆家賃等（家賃と共益費・管理費の合計）限度額は月額 80,000 円（5人世帯以上は、月額 100,000 円）

※貸主が、新たにエアコン、コンロ、照明器具、給湯器、カーテンを設置した場合、家賃等限度額の範囲内で適正額を加算した家賃とすることができます。

6 契約方法

貸主、愛知県（借主）、被災者（入居者・転借人）の三者契約による定期借家契約とします。

7 経費負担

【愛知県】家賃、共益費・管理費、借家人損害賠償保険料、仲介手数料（家賃の 0.525 ヲ月分）、退去時の修繕費用として退去修繕負担金（家賃の 2 ヲ月分）

【被災者】電気・ガス・水道料金等の公共料金、駐車場料金、その他の経費

※敷金、礼金、更新料はなし。

8 問合せ先

愛知県建設部建築担当局公営住宅課県営住宅管理室

電話番号 052-954-6579（ダイヤルイン）

052-961-2111（県庁代表）内線 2812

FAX 番号 052-962-0353

E-mail jutakukanri@pref.aichi.ig.jp